

定期監査結果の概要（４月及び５月実施）

1 監査対象部局

会計課、議会局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局
監査事務局（公平委員会を含む）

2 監査実施期間

令和５年４月３日（月）から同年５月２９日（月）まで

3 監査の場所

監査事務局及び監査対象課等

4 監査対象事務

次に掲げる事務のうち、令和４年４月１日から令和５年２月２８日までに
執行されたものを対象とした。

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務

5 監査の着眼点

主な着眼点を次のとおり定め、調査を実施した。

(1) 収入事務

ア 徴収事務

- (ア) 納入の通知は、適正に行われているか。
- (イ) 納期限の設定は適切か。
- (ウ) 納入通知書の発行が遅延しているものはないか。
- (エ) 延納、分納及び徴収停止の措置は適正か。
- (オ) 過誤納金の還付手続は適正に行われているか。

(2) 支出事務

ア 支出一般

- (ア) 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- (イ) 支出負担行為は、法令等に違反していないか。
- (ウ) 支出決定は、正当な権限者により行われているか。
- (エ) 支払は正当な債権者のためのものであるか。また、支払期限は守られているか。
- (オ) 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払、前金払、繰替払等）

及び精算等の手続は、法令等に定めるところにより適時、適正に行われているか。

イ 旅費の支出

- (ア) 旅費計算は、最も経済的な通常の経路により行われているか。
- (イ) 目的、期間、時期、人員等、必要性が明確でない、又は乏しい旅費の支出はないか。

ウ 補助金等の支出

- (ア) 公益性のない事業又は団体に補助金の交付がなされていないか。
- (イ) 補助金等の算出は、合理的な基準により行われているか。
- (ウ) 補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点から整理すべきものはないか。
- (エ) 補助金等の交付時期は妥当であるか。
- (オ) 補助金等の交付条件は適切に付され、条件どおり履行されているか。
- (カ) 実績報告に基づく補助金等の支出については、その成果の確認が行われているか。
- (キ) 事業計画書どおりの精算が行われているか。

(3) 契約事務

ア 契約の方法及び手続

- (ア) 入札による場合、その方法及び手続は適正か。
- (イ) 随意契約による場合、その理由は適正か。
- (ウ) 随意契約による場合、原則として2名以上の者から見積書を徴しているか。また、例外的に1名の者から見積書を徴するときは、その理由は適正か。

イ 契約の締結

- (ア) 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。
- (イ) 収入印紙は、契約金額に応じて貼付され、かつ、消印されているか。
- (ウ) 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所、契約保証、危険負担、延滞違約金、前払金、概算払等の特約その他契約の内容は適切か。

(4) 財産管理事務

ア 物品

- (ア) 物品の購入は、計画的かつ効率的に行われているか。
- (イ) 物品の購入手続は適法か。また、物品の価格、規格は適切か。

(ウ) 物品は、正しく分類整理されているか。また、備品管理シールなどは、正確に貼付されているか。

6 監査の実施内容

上記のとおり着眼点を定め、各事務の主管課等から提出された監査資料、関係諸帳簿、伝票及びその他の記録に基づき関係職員の説明を求めて、次のとおり調査を実施した。

(1) 事前調査

監査担当者により、おおむね監査実施日の30日前に監査対象課から提出された監査資料等を基に、監査担当者により事前調査を実施し、その結果を監査委員に復命した。

(2) 事情聴取

監査委員により、財務事務監査のほか、経営に係る事業管理、一般行政事務についての監査の視点から抽出により、監査対象課から資料提供を受け、事情聴取を実施した。

7 監査の結果

(1) 収入事務に関しては、監査事務局長の指摘事項とした次に掲げるもの(農業委員会事務局)を除き適正に行われていた。

ア 令和4年4月5日から令和5年3月29日までに領収した証明書発行手数料を指定金融機関等へ定期的に入金せず事務所内の金庫で保管し、年度末に184件合計55,200円をまとめて調定及び入金処理を行った。

(2) 支出事務に関しては、適正に行われていた。

(3) 契約事務に関しては、監査事務局長の指摘事項とした次に掲げるもの(選挙管理委員会事務局)を除き適正に行われていた。

ア 「第26回参議院議員通常選挙当日投票所(第4投票区・県営秦野団地集会所)外部仮設スロープ(階段側)設置等委託業務」、「第26回参議院議員通常選挙投票所(第4投票区・県営秦野団地集会所)外部仮設スロープ(道路側)設置等委託業務」の2業務については、いずれも同一場所のスロープに関する委託業務であるが、合理的な理由なく2業務に分割して執行した。

(4) 財産管理事務に関しては、適正に行われていた。

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査実施の際に、関係職員に対して口頭等で改善の指示を行った。

8 その他意見

証明書発行手数料等の現金の取扱いについては、秦野市財務規則及び公金の取扱いに関する基準に則り処理されるべきである。また、この基準は、過去に発生した市民の信頼を裏切る事件を踏まえて施行したものである。

にもかかわらず、今回発生した事案については、入金手続きを基準に基づき適切に行うためのチェック機能が農業委員会事務局内に欠如していたことによるものと考えられる。農業委員会事務局においては、基準を再確認し、指定金融機関等への入金手続きを適切に行うための管理体制を整備されたい。

また、過去に起きた事件に対する認識が組織内で風化しつつあり、公金の取扱いを適切に行うことについては、あらためて全庁的に注意を促す必要がある。